

賦課金減免制度の見直しについて（要望）

昨年12月、「再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書（案）」が公表され、再生可能エネルギーの固定価格買取制度に係る費用負担のあり方として、再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度について見直しを行う必要があるとの方向性が示された。

すなわち、電力多消費産業を対象にして国際競争力などの観点から賦課金の8割を減免する仕組みがあるが、この報告書（案）においては「電力使用量の合理化（省エネ）に取り組んでいることや、賦課金負担によって事業の国際競争力に影響が生じる懸念があることを確認する等、制度趣旨の徹底を図る対応を行うべきである。」とされ、賦課金減免の対象事業及び減免割合の見直しが示唆されたところである。

地方公共団体が経営する上下水道事業及び工業用水道事業は、再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度の対象となっているところであり、仮に同事業を減免対象から外すということや減免率を引き下げるということになれば、コストが増大し事業経営に多大な影響をもたらす、ひいては、地域住民や経済活動を担う企業の負担増、更には企業の国際競争力の低下につながりかねないものである。

よって、上下水道事業及び工業用水道事業については、率先して電力使用量の合理化に取り組んでいること、我が国産業の振興、地域の活性化等国民経済の健全な発展に寄与していることを十分に勘案の上、これまでどおり、減免制度の対象として扱うことを要望する。

平成28年1月14日

全国知事会

全国市長会

全国町村会